

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (研究院長) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 研究院長に事故があるときは、次条に定める <u>研究院長代理</u> がその職務を代理し、研究院長が欠員のときは、その職務を行う。 <u>(研究院長代理)</u> 第5条 研究院に、<u>グローバルイノベーション研究院長代理</u>(以下「<u>研究院長代理</u>」という。)を置く。 2 <u>研究院長代理は、研究院長の指示に基づき、その職務を代行する。</u> 3 <u>研究院長代理は、理事、副学長又は教育職員の中から学長が指名する者をもって充てる。</u> 4 <u>研究院長代理の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該研究院長代理を指名した学長の任期の末日以前でなければならない。</u> 5 <u>研究院長代理が任期の途中で欠けた場合には、後任の研究院長代理の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>本則 (研究院長) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 研究院長に事故があるときは、次条に定める <u>副院長</u> がその職務を代理し、研究院長が欠員のときは、その職務を行う。 <u>第5条 削除</u> <u>(研究院長補佐)</u> 第6条の2 研究院に、<u>グローバルイノベーション研究院長補佐</u>(以下「<u>研究院長補佐</u>」という。)を置くことができる。</p>	

<p>(新設)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>研究院長代理</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 <u>運営委員会は、第2項各号に掲げる重要事項以外の審議事項に</u></p>	<p>2 <u>研究院長補佐について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(分野長)</p> <p>第6条の3 <u>研究院に、グローバルイノベーション研究院分野長</u> <u>(以下「分野長」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>分野長は、第10条に規定する研究院における当該分野を総括し、第11条に規定する分野内の戦略的研究チームの運営に協力する。</u></p> <p>3 <u>分野長は、教育職員の中から研究院長が推薦した候補者の中から学長が指名する。</u></p> <p>4 <u>分野長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分野長の任期の末日は、当該分野長を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。</u></p> <p>5 <u>分野長が任期の途中で欠けた場合には、後任の分野長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>分野長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(削る)</p>	
--	---	--

ついて、次条第1項に規定するグローバルイノベーション研究院執行委員会に審議を委任し、その議決をもって運営委員会の議決とすることができる。

(執行委員会)

第9条 研究院に、グローバルイノベーション研究院執行委員会(以下「執行委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 前条第9項の規定により運営委員会から審議を委任された事項

(2) その他研究院長代理が必要と認めた事項

2 執行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 研究院長代理

(2) 副院長

3 執行委員会に委員長を置き、研究院長代理をもって充てる。

4 委員長は、執行委員会を招集し、その議長となる。

5 執行委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

6 執行委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の過半数の賛成をもって決するものとする。

7 執行委員会は前条第9項の規定により運営委員会から委任された審議事項について議決した場合は、速やかに運営委員会にその結果を報告するものとする。

(新設)

第9条 削除

(分野グループ)

第10条の2 各重点分野における研究水準の維持、発展のため、分野グループを(以下「分野グループ」という。)を置く。

<p>(戦略的研究チーム) 第11条 (略) 2 (略) (新設) <u>(チームリーダー会議)</u> 第12条 <u>チームの運営</u>に係る次の各号に掲げる事項を円滑に推進するため、<u>チームリーダー会議</u>を置く。</p> <p>(1) (略) (2) その他 <u>チーム</u>の運営に関する事項</p> <p>2 <u>チーム</u>リーダー会議は、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) <u>研究院長代理</u> (2) (略) (新設) (3) (略) (4) その他 <u>研究院長代理</u>が必要と認める者</p>	<p>2 <u>分野グループの構成員</u> (以下「<u>分野グループ構成員</u>」という。) は、<u>運営委員会</u>が推薦し、<u>学長</u>が指名する。</p> <p>3 <u>分野グループ構成員</u>の任期は3年とし、再任を妨げない。</p> <p>(戦略的研究チーム) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>チームの研究活動期間</u>は、<u>原則</u>、<u>最長3年</u>とする。</p> <p><u>(分野グループ・チームリーダー会議)</u> 第12条 <u>分野グループ及びチームの運営</u>に係る次の各号に掲げる事項を円滑に推進するため、<u>分野グループ・チームリーダー会議</u>を置く。</p> <p>(1) (略) (2) その他 <u>分野グループ及びチーム</u>の運営に関する事項</p> <p>2 <u>分野グループ・チーム</u>リーダー会議は、次に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) <u>研究院長</u> (2) (略) (3) <u>分野長</u> (4) (略) (5) その他 <u>研究院長</u>が必要と認める者</p>	
---	---	--

附 則(平成30年4月1日グ規則第1号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第6条第4項の規定にかかわらず、平成30年4月1日に指名された副院長の任期の末日は、平成31年3月31日までとする。